

30 外部監査公表第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成30年2月14日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月15日

福岡市監査委員	打越基安
同	山口剛司
同	谷山昭
同	篠原俊

1 監査報告と措置の件数

19 外部監査公表第2号（平成19年3月29日付 福岡市公報第5439号(別冊6)公表）分（福岡市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人福岡市学校給食公社，財団法人福岡市教育振興会，財団法人福岡市施設整備公社，財団法人福岡市文化芸術振興財団の出納その他の事務の執行について）・・・1件

23 外部監査公表第1号（平成23年4月28日付 福岡市公報第5823号公表）分（市営住宅事業の運営管理について）・・・3件

26 外部監査公表第1号（平成26年4月28日付 福岡市公報第6107号公表）分（指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について）・・・3件

27 外部監査公表第1号（平成27年4月30日付 福岡市公報第6203号(別冊)公表）分（消防，防災・危機管理事業に関する財務事務の執行について）・・・2件

28 外部監査公表第1号（平成28年4月28日付 福岡市公報第6297号(別冊)公表）分（市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について）・・・9件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

19 外部監査公表第2号（平成19年3月29日付 福岡市公報第5439号(別冊6)公表）分

2 学校給食関係

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>2.5.3 意見</p> <p>1) 契約単価について</p> <p>小中学校の購入単価差の要因として、各学校への個別輸送コスト等のほかに、小学校における組合との協議という競争原理が働きにくい状況での契約が影響しているものと考えられる。より適正な価格水準で契約が行われるよう、業者選定方法の透明化を図ることが望まし</p>	<p>小学校給食物資の契約単価については、入札による中学校の購入単価を基準に、輸送コスト等適正な小売経費を上乗せした金額で契約するよう見直しを行った。</p> <p>なお、業者選定については、日々、市内全149校に当日の朝、物資を納入する必要があり、また、納入物資の交換や追加発注等の即時対応も必要なことから、</p>

い。	学校給食公社で納入業者を募集しても組合以外に応募がない。このため、組合からの調達を継続する。
----	--

23 外部監査公表第 1 号（平成 23 年 4 月 28 日付 福岡市公報第 5823 号公表）分

第 3. 監査の結果と意見

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>6. 市営住宅の維持管理について (3) 駐車場の管理状況 (指摘 8)</p> <p>公営住宅法施行規則第 1 条第 6 項により駐車場は共同施設と位置付けられているが、自治会管理の駐車場は市が整備した駐車場ではないため共同施設には含まれないと考えられる。また市公有財産規則第 24 条の 3 第 1 項によると、行政財産の目的外使用をする場合、行政財産使用許可申請書を提出し市長が許可の決定をすれば目的外使用は可能となるが、自治会から、市営住宅に附属の広場や緑地として整備されている場所を自治会管理の駐車場として使用することについて、目的外使用の申請書は提出されておらず、市の許可も行われていない。</p> <p>このような状況は「公営住宅を住宅以外の用途に使用（市営住宅条例第 27 条第 2 項）」していることとなり入居者の禁止事項に該当する。</p> <p>また市が把握している自治会管理の駐車場について、市が管理し正規の駐車場利用料金を徴収していれば推定で 1 か月約 1,200 万円、年間 1 億 4,400 万円の収入が得られると試算されるが、現在のところ、自治会が独自に低廉な料金を設定し入居者から徴収した駐車場利用料金は自治会の収入とされている。駐車場の整備</p>	<p>自治会管理の駐車場の廃止に向けた取り組みについては、平成 24 年度に市が管理する駐車場を整備することにより解決する方針とした。</p> <p>現在、当該方針に基づき、建替の期を捉えて市管理駐車場を整備し、自治会管理駐車場を解消しており、また、建替予定のない団地については、平成 25 年度から計画的に自治会管理駐車場の解消を図っている。</p> <p>具体的には、平成 23 年度に実施したアンケート等を参考にしながら、平成 25 年度から個別に自治会等との協議を開始し、平成 26 年度に 2 箇所、平成 27 年度に 1 箇所、市管理駐車場を整備し管理開始した。加えて、平成 28 年度に 1 箇所、既設駐車場の活用により自治会管理駐車場を解消した。</p> <p>また、1 箇所の住宅で駐車場整備工事が完了し、平成 29 年度に管理開始の予定である。</p> <p>今後も当該方針に従い、市管理駐車場を整備し、自治会管理駐車場の解消を図るものである。</p>

<p>費用や管理費用を考慮しても市にとって多額の機会損失が発生しており、また入居者にとってもどの住宅に入居するかによって駐車場利用料金の負担額が異なることとなり、市の収入確保及び入居者に対する公平性の観点から問題である。</p> <p>さらに自治会管理の駐車場の存在は、車庫証明の取得において、いわゆる「車庫飛ばし」という違法な状況を作り出してしまいかねない状況である。</p> <p>以上のことから、市住宅供給公社管理の駐車場と自治会管理の駐車場が混在している状況は早急に解消する必要がある。市は自治会管理駐車場の廃止に向けた取り組みを具体化し、駐車料金収入の確保、入居者に対する公平性の確保、違法な届出を生み出しかねない状態の解消を図る必要がある。</p> <p style="text-align: center;">(住宅管理課)</p>	
<p>7. 公有財産の管理について</p> <p>(4) 土地・建物以外の公有財産管理 (指摘12)</p> <p>市公有財産規則第45条において、財政局長は、公有財産の状況を把握するため、公有財産の種類に従い、財務会計システム上にその台帳を設けるものとする旨規定している。</p> <p>市営住宅の敷地内に整備されている駐輪場、倉庫も市が保有する公有財産に該当すると考えられるが公有財産台帳に記載されていない。将来、財務諸表を作成する必要があるときに市の保有する資産の網羅性が問題となる。</p> <p>各住宅の駐輪場、遊具等の設置状況を把握し、漏れなく公有財産台帳へ記載する必要がある。</p>	<p>各住宅の駐輪場、遊具等の設置状況の把握と公有財産台帳への記載については、住宅を管理する市住宅供給公社と協議し、平成24年度以降記載すべき財産の現地調査及びデータ整理を行い、整理ができた住宅から随時公有財産台帳への記載を進めている。</p> <p>なお、平成30年度から土木系施設管理台帳整備事業を実施し、その中で各住宅の駐輪場、遊具等の設置状況を調査、対応することとした。</p>

(住宅管理課)	
<p>(9) 現場視察 (指摘15)</p> <p>視察の結果、団地内の道路上に車両駐車や資材・廃車等の放置がある団地があった。</p> <p>市は実態調査や住民からの通報により、資材の放置等がある団地を把握しているが、具体的な改善計画は立てておらず、現況を容認している状態である。地元との協議等により、早急に団地内の環境を整備する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(住宅管理課)</p>	<p>資材等の放置がある団地については、撤去に向けた指導等の対応を行っている。</p> <p>なお、当該団地については、現在、建替事業が進められており、今後、事業進捗の時期を捉えて、団地内の環境整備を行うこととした。</p>

26 外部監査公表第1号（平成26年4月28日付 福岡市公報第6107号公表）分

第3部 各論

第5章 経済観光文化局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>3 福岡市コンベンション施設（福岡国際会議場，マリンメッセ福岡） (意見 84)</p> <p>利用料金制度を採用する場合でも、利用料金に関する設置条例の定めは、まず①使用料の徴収及び使用料の上限等の枠の規定を置いたうえで、②本施設の管理を指定管理者に行わせることができる定めを置き、さらに③利用料金を指定管理者に収受させることができるという規定を置いたうえで、④指定管理者が、条例の基本的枠組みの中で、利用料金を定めるという段階を踏んだ規定にする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(M I C E 推進課)</p>	<p>福岡市コンベンション施設条例について、監査の意見を踏まえ、施設の管理を指定管理者に行わせることができる定めに加え、平成29年3月に条例改正を行い、指定管理者が条例に定める上限額の範囲内で利用料金を定める規定を設けた。</p>
<p>(指摘 19)</p> <p>利用料金の基本的枠組み、算定方法を条例又は施行規則に定める必要がある。</p>	<p>福岡市コンベンション施設条例を平成29年3月に改正し、施設の利用料金の上限額を設けた。</p>

(M I C E 推進課)

第8章 道路下水道局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
3 藤崎バス乗継ターミナル (意見 149) 今後、本施設については、更なる施設の有効活用を図り、民間ノウハウを活用すべきである。 (駐車場施設課)	指定管理者の民間ノウハウを活かし、平成28年度及び平成29年度に新たに飲食用の自販機やコインロッカーの導入等を行い、施設を有効に活用している。

27 外部監査公表第1号(平成27年4月30日付 福岡市公報第6203号(別冊)公表)分
(2) 団体について

エ. 福岡市自衛消防連合会(各区自衛消防隊連絡協議会)、福岡市火災科学調査研究会及び福岡市防火管理協会について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
① 防火協力団体に係る組織の統合再編等の検討について (意見) 課題に記載したとおり各団体の事業内容は重複しており、かつ重複して加入している会員事業者が存在している。また、各団体とも設立から30年以上が経過し、その間の経済状況の変化や防災事業に関する社会からの意識の高まり等についても変化が見られるところである。 このため、現在の3つの防火協力団体について、組織の統合再編等を含め、業務内容のあり方、会員団体及び市民への影響等を十分に再検討することが望ましい。 これによって、事務局業務の削減による業務効率化、会員の経済的負担の軽減が期待できると考えられる。さらに、統合再編等が行われれば一事業当たりの予算規模を増やす余地もあると考えられるため、創意工夫を凝らした取組みや先進的な取組みなども実施できる可能性も高	福岡市火災科学調査研究会については、他の2団体と活動目的や事業内容が異なることから、統合再編等は行わないこととした。 福岡市自衛消防連合会(各区自衛消防隊連絡協議会を含む。)及び福岡市防火管理協会については、組織の統合再編も含めた、事業内容等の見直しについて、福岡市防火管理協会の理事会・総会等において、検討を進めてきたところである。 両団体については、福岡市自衛消防連合会は、事業所における自衛消防隊の活動機能を高めることを、また、福岡市防火管理協会は、防火管理者の防火管理技能及び能力の向上発展に寄与することをそれぞれ目的としており、重複加入している会員事業者があるものの事業所内においてそれぞれの業務を担当する部署に違いがあるため、両団体に加入することは意義があるものである。 また、存続団体として検討している福岡市自衛消防連合会の年会費に合わせた場

<p>まると考えられる。</p> <p>(消防局予防課)</p>	<p>合、福岡市防火管理協会のみに参加している会員の多くは会費が増加となることから、会員の経済的負担の軽減は必ずしも実現するわけではない。</p> <p>近年の火災や自然災害などの発生状況をみると、社会全体の防火・防災に対する危機意識は高まっており、両団体の責任及び役割はますます重要となっていることなども踏まえ、平成 29 年 11 月に開催した福岡市防火管理協会の臨時総会において、「福岡市防火管理協会の今後のあり方」について審議した結果、福岡市自衛消防連合会（各区自衛消防隊連絡協議会含む。）との統合再編は行わず、事業を充実・発展させることとなった。</p>
----------------------------------	--

(4) 財産管理について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>④ 備蓄資機材の適正保有量の見直し及び棚卸実施要領等の整備運用について (意見)</p> <p>防災倉庫で保管する備蓄資機材の保有量については平成 26 年 3 月に策定された福岡県の備蓄計画を踏まえ、今後、市民局防災・危機管理部としても備蓄計画を作成していく中で、関係局と調整しながら検討していくとのことである。このため、保有量の検討に当たっては、大規模災害発生への対応の備えとして一般的な保有量の目安と比較して適正な保有量を見直すことが望ましい。</p> <p>また、備蓄資機材を備蓄する目的、内容、数量及び金額から考えて、市民にとって重要性があることから、市は備蓄資機材を適切に管理する必要がある。</p> <p>市は備蓄資機材をいつでも使用できる状態にし、実際に活用する必要性が生じ</p>	<p>公的備蓄については、熊本地震の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しにおいて、備蓄食料や資機材の品目・数量の拡充を行うこととした。</p> <p>また、備蓄資機材の適正管理については、在庫管理の要領を定め、定期的に数量等の確認を行うとともに、経年劣化や使用期限を過ぎた物品の処分について徹底を図ることとした。</p>

<p>た場合に迅速かつ十分な対応ができるよう、棚卸手順等を明文化した下記のような項目が記載されている棚卸実施要領等を作成し、それに従って棚卸を実施することが望まれる。</p> <p>さらに、実施した現物確認の手続について、実効性を確保し、かつ透明性を担保するために実施した証跡等の記録を残すことが望ましいと考えられる。</p> <p>これにより、誰が実施しても一定水準以上の効果的な棚卸が実施可能となり、また、無駄な作業も省くことができるため、業務の効率化を図ることも可能となる。</p> <p>(市民局防災・危機管理課)</p>

28 外部監査公表第1号(平成28年4月28日付 福岡市公報第6297号(別冊)公表)分

6. 個別の市民利用施設に関して

(3) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>Ⅲ. 福岡市立障がい者スポーツセンター 視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の老朽化及び計画的な対応について (意見)</p> <p>現地調査を実施した結果、開設から約30年経過していることもあり、施設の屋内外で老朽化による要修繕等の箇所が複数認識された。優先順位を設け、計画的に修繕等を実施することが望ましい。</p> <p>また、安全面から各室等は車椅子利用者、介護者等にとって十分なスペースが確保される必要があることから、備品等の整理や廃棄を行い、利用者が安全に利用しやすいスペースを確保することが望ましい。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p>	<p>施設の老朽化及び計画的な対応については、利用者の安全性確保や施設の長寿命化の観点から、優先順位を設け、修繕等を実施することとしており、まずはプール内部のシート張り替えを実施した。今後とも、計画的な修繕等を行う。</p> <p>倉庫等の各室のスペースについては、不要な備品等を廃棄し、整理を行った。</p> <p>また、車いす利用者が倉庫内の備品等を使用する場合や、トレーニング室を利用する場合等の安全確保のため、必要に応じ、職員が備品の取り出しや移動の支援を行うよう、ミーティングであらためて職員に周知を図った。</p>

<p>IV. 福岡市立火葬施設</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 火葬炉数の整備について（福岡市葬祭場）</p> <p>（意見）</p> <p>今後更に高齢化社会が進むため、火葬需要は益々増加していくと想定される。今後の火葬需要の増加を踏まえ必要炉数の試算を行ったところ、平成47年度から平成53年度までに必要な炉数は約39基となっており、既存の火葬炉数26基では対応が困難であると考えられる。</p> <p>周辺住民への十分な配慮を行ないつつ施設の増設等へ向けて今後具体的な検討を行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（生活衛生課）</p>	<p>火葬炉の整備については、現在の火葬炉の耐用年数が平成42年度までであるため設計及び工事期間等を鑑み、平成34年度を目途に、方針決定することとした。</p> <p>また整備手法については、8基増設の場合と、現在の炉を最新式に入替え、火葬の回転数を上げ増設は行わない場合の比較検討を行う必要がある。</p>
--	--

（6）住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>I. 福岡市公園等</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の老朽化及び早急な対応等について（福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター）</p> <p>（意見1）</p> <p>現地調査を実施した友泉亭公園，東平尾公園及び雁の巣レクリエーションセンターにおいて，多くの修繕等が必要な設備が発見された。</p> <p>これらについて，早急に修繕等の対応を講じることが望ましい。</p> <p>（意見2）</p> <p>友泉亭公園の中門や月見櫓，東平尾公園のセンターコート特別室，大谷広場の遊具，噴水の使用が制限されている。</p> <p>これらは，施設を利用できない以上，施設の有効活用に支障があると考えられ</p>	<p>修繕等が必要な設備については，順次改修等を行っており，使用が制限されている施設についても，友泉亭公園の月見櫓を平成28年10月に改修，他の施設も順次改修等を行うこととした。</p>

<p>る。</p> <p>このため、できる限り修繕等を行い施設を利用できるよう措置することが望ましい。また、利用できない設備の中には、使用料を徴収できるものが含まれているため、適切な修繕等を行い施設利用者の増加や使用料の増加に繋げることが望ましい。</p> <p>(みどり運営課)</p>	
<p>Ⅱ. 福岡市立霊園</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>② 墓所の利用状況の把握及び不用墓所の返還について（各霊園）</p> <p>(意見)</p> <p>利用者から墓所を返還してもらいたい区画があると考えられるが、現在のところ利用許可中の墓所について、利用者が返還すべき状況にあるかは網羅的に把握されていない。</p> <p>利用者に墓所の利用状況に係るアンケート等を実施し、返還意向の有無を網羅的かつ定期的に把握するとともに、不用墓所については返還を求めること等が望まれる。</p> <p>(みどり運営課)</p>	<p>平成29年4月から、毎年、管理料納入通知書を霊園の全利用者へ送付する際に、墓所が不用になった場合の手続きを同封の文書により告知し、返還意向を確認するようにした。</p>
<p>③ 未建墓地区画総数の把握及び未建墓地区画に係る利用取消の検討について（各霊園）</p> <p>(意見)</p> <p>未建墓地区画は利用者による管理が不十分になる可能性が高い。</p> <p>未建の状況を詳細に把握するとともに、未建墓地区画が発生している原因を分析するとともに、利用者に更なる管理徹底を依頼する等の対策を実施することが望ましい。また、3年以上未建で</p>	<p>平成28年11月に未建墓地区画の実態調査を行い、対象墓地区画の総数を把握したところ、全霊園合計で90区画であった。</p> <p>未建墓地区画については、その多くが平成13年から平成16年にかけて西部霊園、三日月山霊園で新規募集を行った利用地であった。</p> <p>平成28年12月に、対象墓地区画の全利用者へ、早期に墓碑を建立するよう指導文書を送付し、墓所の適正管理を依頼するとともに、今後、墓所利用の予定がない場合</p>

<p>ある区画について今後も利用が望めない場合等においては、利用許可を取消し、新たな募集を検討することが望ましい。</p> <p>(みどり運営課)</p>	<p>には、墓所返還を行うよう告知を行い、平成29年4月末までに4件の墓所返還、3件の墓碑建立がなされた。</p> <p>利用者の事情により、早期の建立ができない墓地区画については、今後の利用の有無と建立予定の時期を届け出るよう指導を行った。</p> <p>今後も各墓所について、継続して状況を把握し、利用の予定がなくなった場合は、利用者に墓所返還を促すこととする。</p>
<p>Ⅲ. 南公園</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 動植物園に係る総合的評価の実施及び評価結果等の開示について</p> <p>(意見)</p> <p>動植物園に係る総合的な評価は実施されていない。</p> <p>動植物園の評価に係る実施体制を整備し、総合的な成果の把握及び評価を行うことが望ましい。また、評価に当たっては入園者数、利用者の満足度、繁殖等の実績等の定量的評価と併せて、運営体制、来館者サービスの質等に対する定性的評価を検討することが望ましい。</p> <p>(動物園・植物園)</p>	<p>動植物園では、入園者数、繁殖実績、動植物ガイド・講座等の実施状況などの定量的評価に加え、継続的に実施している来園者サービスに関するアンケート調査の意見欄などを活用した定性的評価を行うことで、総合的評価を実施することとした。</p>

(7) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>I. 福岡市営駐車場</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設のあり方の検討等について(市営大橋駐車場)</p> <p>(意見)</p> <p>当初の設置目的が現状においても引き続き達成されているとまではいえない状況にある。</p> <p>周辺環境及び利用者の利用状況等の実</p>	<p>施設のあり方については、利用状況、周辺民間駐車場の整備状況、市営駐車場としての資産や今後の維持改修費用などについて整理したうえで、検討していくこととした。</p>

<p>態を踏まえ市営大橋駐車場のあり方を検討し、市が引き続き維持管理及び運営を実施していく意義を有するか検討することが望まれる。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	
--	--

(9) 区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>I. 福岡市立市民センター</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 未利用箇所の有効活用について（南市民センター）</p> <p>(意見)</p> <p>現地調査を実施した福岡市立南市民センターにて、未利用箇所が見受けられた。</p> <p>未利用箇所については、実質的に遊休状態にあると言わざるを得ないため、市は、改修等を行うことで市民へ開放すること等を検討することが望ましい。</p> <p>(南区生涯学習推進課)</p>	<p>未利用箇所の南市民センター事務室裏側は、南区管理の会議室等として位置付けており、生涯学習推進課の社会教育・人権教育教材や、市民課の転入者配布用資料等を保管するとともに、市民センターホール利用者との打ち合わせ場所として活用している。さらに一部を改修し、平成29年6月より学生のための自習室として開放しており、小、中、高校生など多くの利用があつている。</p>

(12) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>I. 福岡市立老人福祉センター</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 団体利用者の範囲の明確化及び明文化について（各老人福祉センター）</p> <p>(意見)</p> <p>市は、利用できる団体の範囲について施設の設置条例等で特に規定していない。</p> <p>利用できる団体の範囲が不明瞭であるため、結果的にどのような団体も利用可能ということになり、施設の設立趣旨を逸脱した利用をされる可能性がある。このため、団体の範囲について明確化及び明文化することが望ましい。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>老人福祉センターの利用者の範囲は、福岡市立老人福祉センター条例第2条で定めており、団体の利用の場合、構成員が利用者の条件を満たす必要がある。また、利用申込時に書面で利用目的を確認し、施設の設置目的の範囲内で利用許可を行っているところであるので、施設の設立趣旨を逸脱した利用は考えにくい。</p> <p>しかしながら、明文化することにより市が想定している利用団体の範囲が、市民にとってわかりやすくなることから、福岡市立老人福祉センター条例施行規則を改正し、明文化した。</p>

